

# 2018年度・手話言語条例を考える行政担当者学習会

## 開 催 要 項

目 的：手話言語条例の制定を検討する自治体が増える中で、手話言語とは何か、また手話言語条例の基本的な内容や意義、施策作り等について研修と情報交換を行い、効果的な手話言語条例の制定・運用を促進する。

主 催：一般財団法人全日本ろうあ連盟

共 催：手話を広める知事の会・全国手話言語市区長会

日 時：2019年1月11日（金） 13：00～17：00

会 場：全国手話研修センター コミュニティ嵯峨野 3階「嵐山」  
〒616-8372 京都府京都市右京区嵯峨天龍寺広道町3-4  
TEL / 075-871-9711 FAX / 075-871-9713

対 象：手話を広める知事の会、全国手話言語市区長会の会員自治体担当者  
手話言語条例を検討、制定している自治体担当者  
(手話言語条例を検討している地域のろう協会役員の傍聴を可とします)

定 員：100名

参加費：無料

申込方法：所定の用紙に記入し、下記までお申し込みください。

<申込・問い合わせ先>

一般財団法人全日本ろうあ連盟

手話言語法推進事業事務局（担当：岡安・珠村・佐藤）

〒162-0801 東京都新宿区山吹町130 SKビル8F

電話：03 - 3268 - 8847・FAX：03 - 3267 - 3445

E-mail：[info@jfd.or.jp](mailto:info@jfd.or.jp)

申込締切：2018年12月28日（金）

ただし、定員になり次第締め切りとさせていただきます。

この事業は日本財団の助成により開催しています

Supported by  日本 THE NIPPON  
財団 FOUNDATION

# 2018年度・手話言語条例を考える行政担当者学習会

## スケジュール（案）

2019年1月11日（金）

時 間	内 容
12:30-13:00	受付
13:00-13:10	開会の挨拶
13:10-14:10	講義① 「手話言語条例の意義を改めて考える」（仮） 講師：小中 栄一 氏 全日本ろうあ連盟 副理事長 手話言語法制定推進運動本部 委員 内容：手話言語条例を制定することの意義について学ぶ
	休憩（10分）
14:20-15:30	事例報告と意見交換 内容：手話を広める知事の会より事例報告 全国手話言語市区長会より事例報告 意見交換
	休憩（10分）
15:40-16:40	講義② 「手話言語について学ぶ」（仮） 講師：大杉 豊 氏 筑波技術大学 聴覚障害教育実践部門 教授 全日本ろうあ連盟手話言語法制定推進運動本部 委員 内容：手話言語の歴史や成り立ちから手話言語を学ぶ 手話言語を獲得・習得する意義について学ぶ

※プログラムは一部変更する場合がございます。ご了承くださいませようお願い申し上げます。

この事業は日本財団の助成により開催しています

Supported by  日本 THE NIPPON  
財団 FOUNDATION